# ショートステイサニープレイス彦根短期入所利用料金表

# 1 保険給付の自己負担額

# (1) 基本料金

短期入所サービス費	単位数	利用者 負担	算定備考
共生型短期入所 (福祉型)	784	813	区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、施
サービス費 I	単位	円/日	設において共生型短期入所を行った場合
共生型短期入所(福祉型)	240 単位	249 円/日	区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、生 活介護又は指定通所支援等を利用した日におい
サービス費 II			て、施設において共生型短期入所を行った場合

### (2) 加算及び減算表

加算項目	単位数	利用者 負担	算定備考
短期利用加算	30	31	サービス利用開始から 30 日間において算定
	単位/日	円/日	※1 年間通算して 30 日を限度とする。
常勤看護職員等配置加算	4	5	利用定員 18 名以上で常勤看護職員を 1 名以上配
	単位/日	円/日	置している場合に算定
医療的ケア対応支援加算	120	125	判定スコアの各項目に規定する状態のいずれかに
	単位/日	円/日	該当する利用者を1名以上受入れた場合に算定
栄養士配置加算(I)	22	23	管理栄養士を配置しており、利用者の食事管理を
	単位/回	円/日	適切に行っている場合に算定
食事提供体制加算	48	50	所得が一般 2 以外の方に対して提供した場合に算
	単位/日	円/日	定
緊急短期入所受入加算(I)	270	187	主介護者の急病等の理由により、入所を緊急に行った場合に算定
	単位/日	円/日	※入所を行った日から7日を限度する。
送迎加算	186	193	利用者に対し送迎を行った場合に算定
	単位/日	円/回	※片道
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×8.6%		
福祉・介護職員等特定処遇改善(I)	所定単位×2.1%		厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介 護職員の賃金の改善等を実施しているものとして
福祉・介護職員等ベースアップ 等支援加算	所定単位×2.8%		届出た場合に算定
利用者の数が利用定員を越える場合			所定単位×70/100
従業員の員数が基準に満たない場合			所定単位×70/100(減算適用から2月目まで) 所定単位×50/100(3月以上連続)
身体拘束廃止未実施減算			利用者全員について、1日につき5単位減算

- ※上記の料金表には、各サービス項目の単位数に地域区分(彦根市)・6 級地単価(10.36 円)を乗じた金額の1割分の額を表示しています。
- ※日数については、入所した日及び退所した日の両方を含む。

#### (3)食費及び光熱水費

	区分	食費	水道光熱費
生活保護	生活保護受給世帯	900 円/日	
低所得	市町村民税非課税世帯	万村民税非課税世帯 900 円/日	
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 16 万未満又は 28 万未満)	900円/日	650 円/日
一般 2 上記以外		1,650 円/日	

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号) 第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場 合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算 に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

## (4)利用者負担上限月額

区分			負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0 円
低所得1		障害者又は障害児の保護者の収入が年間 80 万円以下	0円
	低所得2	1に該当しない場合	0円
— 般	一般 1	居宅で生活する障害児(市町村民税所得割 28 万未満)	4,600 円
		居宅で生活する障害者(市町村民税所得割 16 万未満)	9,300 円
		20 歳未満の施設入所者(市町村民税所得割 28 万未満)	9,300 円
	一般 2	1に該当しない場合	37,200 円

<sup>※</sup>負担上限月額がサービス費用の10%を超える場合は、10%負担となる。

#### (5) その他の費用

料金の種類	金額(税込)
特別な食事の費用	要した費用の実費
日用品費	要した費用の実費
理美容代	要した費用の実費
電気器具の使用料	1 品目につき 50 円/日
複写物の交付費	20 円/回
取消料	1日分の食費相当金額
おやつ代	100円/日
レクリエーション・クラブ費	要した費用の実費
他 特別な物品を使用した場合	要した費用の実費